

[平成18年第 2回 2月定例会-02月23日-04号]

◆14番(松坂知恒議員) お疲れさまです。市民・民主フォーラムの松坂でございます。2点にわたって質疑をいたします。

まず、第393号議案、平成17年度広島市開発事業特別会計補正予算(第2号)及び第407号議案、権利の放棄についての二つの議案について質疑をいたします。

広島地下街開発株式会社は、減損会計の適用により平成17年9月期の中間決算で約64億円の債務超過となりました。昨年12月に債務超過が報道されて以来、地下街に出店しているテナントに動揺が広がり、敷金・保証金の返還の申し出がなされているとのこと。敷金・保証金総額43億円のうち、何と36億円分の返還が求められているそうです。現時点で新たな支援策を講じなければ会社は破産し、競売にかけられると秋葉市長は答弁されておられますが、この二つの議案が否決された場合の影響について、ただしておきたいと思えます。

お尋ねします。

1、市長は否決の場合、破産すると答弁しておられますが、テナントの敷金・保証金43億円はどうなるのでしょうかお答えください。

融資している金融機関の融資額48億円、補償額82億円の計130億円の返済はどうなるのでしょうか。広島市の融資額67億円はどうなるのでしょうかお答えください。

2、競売にかけられた場合、このような状況で買い手がつくのか見通しをお答えください。

3、出資者への影響はどうなるのでしょうか。出資者数、出資総額、それから出資額の上位5社の名称と金額をそれぞれお答えください。

4、会社が破産した場合の市民生活に与える影響をお答えください。

5、また、広島の地域経済に与える影響をお答えください。

6、広島市が新たに進めようとしている事業に与える影響をお答えください。

次に、会社の経営挽回を図るためにも地下通路や広場にかかわるさまざまな規制の撤廃やアストラムラインなどによる新しい協力体制の構築が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

1、地下通路や広場に広告ポスターを掲示したり華やかな装飾を施してにぎわい感を創出してはいかがでしょうか。

2、中央広場以外の広場について、イベントの開催や物品の販売、そして休憩・談笑用のベンチなど憩いの場としての活用は可能なのかお答えください。

3、日々多くの市民を地下街へ運んでいるアストラムラインとの連携も重要です。車内やアストラムの駅舎に広告を出す一方で、地下街にもサンフレッチェの試合のポスターなどアストラム沿線のイベントを広告し、相互の利益となるよう協力してはどうかと考えま

すがいかがでしょうかお答えください。

次いで、第410号議案以下、公の施設の指定管理者の指定議案について、除斥規定のある428号を除いて質疑をいたします。

先日、企画総務局から指定管理者と広島市長が交わす指定管理者指定書及び協定書について説明を受けました。これによると、広島市は指定管理者に年度事業計画書や業務実施報告書、事業報告書を提出させることになっております。これに対し広島市は、業務実施状況の確認を行い、業務の改善指示を下すこととされています。これまでの議会での議論を聞いておりますと、指定管理者はちゃんと仕事をするのかとか、ちゃんと仕事をするように見張れとかいう懸念が出され、それにこたえて広島市が報告書の提出などを義務づけたということでしょう。指定管理者は、恐らくこれら報告書の提出を履行すると思われま

す。しかし、その施設を管轄する担当局、担当部、担当課は、その報告書を提出されるたびに読むのでしょうか。状況を確認するのでしょうか。業務の改善指示を本当に出すのでしょうか。甚だ疑問であります。なぜこのような疑問を呈したかと申しますと、企画総務局の仕事の中に本庁舎やこの議会棟、そして北庁舎、北庁舎別館の消防施設の管理という仕事があります。法令に従い点検業者に年2回点検させ、その結果報告書を提出させておりましたが、点検業者と契約をしていた広島市防災センター、現在は都市整備公社防災部、そして防災センターから報告書を受け取っていた企画総務局は、この5年間10回にわたる消防設備点検結果報告書に一度も目を通さず、226カ所にわたって不備を指摘されていたにもかかわらず、設備の取りかえや修繕を一切行っていないのであります。本庁舎のフロアのうち、複数のフロアは火事になってもスプリンクラーが作動せず水が出ません。この議会棟においても、火災のときに避難誘導用のライトが点灯しない、放水用の消火ホースが水漏れしているなどの不備が放置されているのですが、我々議員はもとより、議会事務局の職員も、どこのどの設備が不備なのか、どれが作動しないのか知っていないのであります。

消防法に基づいて各施設の防火管理者は、消防設備の修繕が義務づけられているにもかかわらず、それを怠っているのであります。企画総務局だけではありません。他の部局が所管する施設についても修繕や取りかえがなされておられません。点検業者はきちんと点検し、結果報告書をきちんと提出しているにもかかわらず、所管局、所管課は、その報告書の表紙すらめくっていない。ここに報告書があります。1枚めくりませう。結果総括表というのが書いてある。本庁舎、議会棟、消火器具、判定、不良に丸がつけてあります。屋内消火栓設備、不良に丸がついてあります。スプリンクラー設備、不良に丸がついています。1枚めくったらそういうことが書いてある。そういう不備事項が列挙してあるにもかかわらずめくっていない。しかも5年間めくっておりませう。信じられない話ですが事実です。

従いまして、このたびの議案に伴い指定管理者を指定し、協定を結んで各種報告書を提出させても担当局や担当課はその報告書の表紙すらめくらず、ただ机の上に積んでおくか

書棚におさめておくだけで、何らの確認や改善もせず保存年限が過ぎて、水曜日の資源ごみの提出日が来ればリサイクルごみに出されてしまうのではないかと懸念いたします。本当にするのかと聞けば、恐らくするとお答えになるでしょうが、本当に担当局が業務を必ず履行するという仕組みをこの場で御答弁いただき、市民に対して指定管理者の報告に対してこのように確認いたしました、このように指示を出しました、このように処置をしましたという報告を市民に対して定期的に行うべきと考えます。各担当局の具体的な方針をお答えください。

これで質問を終わりますが、答弁によっては再質問いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○藤田博之 議長 市民局長。

◎竹本輝男 市民局長 公の施設の指定管理者の指定に関するお尋ねに御答弁申し上げます。関連いたします4局共通の内容となりますので、私からまとめて御答弁をさせていただきます。

指定管理者による適正な管理を確保するために、毎月業務実施報告書を、また、年度終了後に事業報告書を提出をさせることにしております。提出を受けました主管課は内容を精査し、管理が適正に行われているか、施設に異常箇所はないかなどを確認するとともに、改修すべき箇所があれば経費の負担区分に応じて必要な措置を行うこととなります。その際、チェックリストなどを作成いたしまして、漏れのないよう適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 都市整備局長。

◎中本信雄 都市整備局長 広島地下街開発株式会社に関しましてお答えを申し上げます。

まず、破産した場合にテナントの敷金はどうなるのか、金融機関への返済はどうか、市の貸し付けはどうかということでございます。

テナントにつきましては、多額の敷金・保証金を失うこととなります。43億すべてでございます。それから、金融機関につきましては、130億円の貸付金のこれは大半を失うこととなります。また、本市の67億円についても同様でございます。

それから、破産した場合に競売にしたときに本当に売れるのかというお話でございます。紙屋町地下街は、国道及び県道の下に設置した地下構造物でありますことから、競売により施設を取得し営業を再開するためには道路占用許可が必要であること、また、施設の増築は非常に困難を伴うことなど、地上に建設された商業ビルに比べると不利な条件や制限が多いことから、落札者が出るまで長期間を要するのではないかと考えております。

それから、出資者にも影響があると思うが、出資者の数、総額、出資総額等のお尋ねでございます。地下街開発株式会社の株主及び出資総額は、平成17年10月1日現在、93人127億円となっています。内訳につきましては、本市が55億円、広島県が15億円のほか、

金融機関等 32 社及び一般企業 59 社の民間合計 91 社で 57 億円となっています。本市及び県を除く大株主といたしましては、出資額の多い順で中国電力 6 億円、広島銀行 6 億円、そごう 4 億 1900 万円、デオデオ 2 億 9900 万円、三菱重工 2 億 2500 万円となっております。

それから、破産した場合の市民生活に与える影響はどうかということでございます。

本市が損失補償を行わない場合、最悪のケースとしては会社は破産に至る可能性もあります。そうなれば施設は競売にかけられることとなりますが、競売までの間は、通常シャッターが閉まった状態が続くことが予想されます。他都市の破綻した再開発ビルの場合で競売までに 2 年間に要した例もあり、紙屋町地下街の場合においても間もなく開業 5 年を経過し、市民生活に定着している中心部の商店街が長期間閉鎖した場合になれば、単に買い物の場所がなくなり不便になるだけにとどまらず、防災面や安全面での不安が生じるおそれなど、広島市民にとって大きな損失となると考えています。

それから、破産した場合、地域経済に与える影響はどうかとのお尋ねでございました。

地域経済の影響といたしましては、先日の総括質問でもお答えいたしましたように、競売により新たな落札者が利益や採算性のみを優先して経営した場合、地下街が統一性のない雑居ビルのようになることが予想され、地下街のイメージは大きく傷つき、回復困難となることが予想されます。そういった事態になれば、集客や回遊性の関係から周辺商業施設へも悪影響を及ぼし、都心の活性化を進める上でも大きな障害となることが懸念されます。さらに、地域経済の担い手である地元金融機関にも大きな痛手となり、地域経済の発展に悪い影響が出てくることを心配しております。

それから、破産した場合の市の事業に対する影響はどうかということがございました。

地下街開発株式会社は、民間企業 91 社から 57 億円という多額の出資金を集めております。これらの企業は商工会議所の呼びかけにより出資に応じたものであり、今後の市の事業への影響も懸念されます。

それから、道路や広場でのにぎわいづくりの取り組みについてのお尋ねでございます。

現在、広島地下街開発株式会社が、にぎわいづくりに効果のある取り組みにつきまして、複数の提案を行っており、公益性や安全性について交通管理者や道路管理者など関係機関と協議を行っているところでございます。具体的には通路や広場での物品販売やイベント開催、壁や柱面を使用した広告表示、それからフリーペーパー置き場の設置、道路の利便性向上のための休憩用のいすの設置などについて提案されています。中央広場以外の通路や広場での物品販売やイベント開催につきましては、火災時などの非常時に妨げになることなどの問題もありますけれども、壁や柱面広告など幾つかにつきましては許可が得られそうなものもあり、引き続き詳細な検討を行いながら協議を続けることとしております。

なお、休憩用いすの設置につきましては、道路管理者からは固定式ならオーケーであるとのことであり、現在、県警と協議を行っているところでございます。

それから、アストラムラインと協力した事業として広告を出し合うなどどうかということでございます。

今までもアストラム車両や駅舎へシャレオのポスターを掲出していますが、両者が連携した事業といたしましては、紙屋町・基町地区回遊性向上連絡協議会での事業に双方が参加し、アストラム乗車客に対してシャレオの飲食クーポン券の配付やスタンプラリーを実施したほか、中心市街地の情報発信する情報誌「ライフスタイルリビング」でございませうけれども、これを各駅に配布いたしております。また、アストラム駅舎の有効利用につきましても、シャレオのテナントリーシング等営業ノウハウをもとに相談に応じております。今後とも相乗効果を高めるための事業の連携やPR方法等について地下街開発並びにアストラムライン双方で検討していくというふうに聞いております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 地下街のお答えなんですけれども、アストラムと地下街が連携していくということを検討しているということなんです、遅いですね。もっと早くに手がけるべきであったというふうに思うし、道路の使用についても道路管理者は広島市ではないですか。アストラムについても管理監督する官庁は広島市ではないですか。なぜそれをしてこなかったのかということが甚だ疑問であるし、道路交通局は、その事務に当たっているのであれば、それはそれなりにこういうふうを考えるんだと、アストラムの経営改善にもつながるのであれば、こういうふうにしていくんだということを局長は答えられたらどうでしょうか。

それと、指定管理者のお答えなんですけれども、竹本局長は、ちゃんと私の質問を聞いて答えているのか疑問なんです。あなたは今、答えられたのは、チェックリストをつくって漏れのない内容になっているというんですけれども、消防点検のリストも漏れのない内容になっているわけですよ。チェックはしますよ、それは指定管理者が。それをあなたたちが見るのかどうか、見てちゃんと判断して適切な処置をとるのかどうかを聞いているのに、チェックリストをつくっていますという答えでは、答えになっていない。まじめに答えようとする気があるんですか、あなたは。経済局長も、都市計画局長も、下水道局長も、あなた方が所管する施設じゃないですか。何で自分で答えない。仕組みがないんですか。市民局が答えたら、もうそのとおりでいいんですか。そんな無責任なことで指定管理者を指定するんですか。そういう姿勢そのものが、この議会で問われているんじゃないんですか。

議会に報告するということの説明がありました。秋の大都市税財政対策等特別委員会で報告する。それまではないんだということなんですけれども、そのときに指定管理者からの報告については報告があるんでしょうが、管理する担当局、担当課が何をしたのかと、どういう指示を出したのか、どういう措置を出したのかということまで議会に報告してくれるのかどうか、それは決まっているんですか。あなたたちがどういうことをするのかということを報告するというのも含まれているんだということであれば、それを確認するためにお答えいただきたい。

以上、2点、複数の局長からの御回答を求めます。

○藤田博之 議長 市民局長。

◎竹本輝男 市民局長 議会への御報告ということがございますが、指定管理者から提出されました報告書につきましては、毎年9月に、今、議員おっしゃいましたように、大都市税財政対策等特別委員会及び所管の常任委員会に前年度分の事業報告書の概要と当該年度の第1・四半期の業務実施報告書の概要を報告をいたしまして、議会の御審査も受けながら公の施設の適正な管理を確保していきたいと考えております。

以上です。

○藤田博之 議長 経済局長。

◎濱本康男 経済局長 経済局所管施設につきましても、今、市民局長から御答弁申し上げたような基本的な流れで処置をして適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 都市計画局長。

◎高東博視 都市計画局長 都市計画局所管施設につきましては、先ほど市民局長が答弁いたしましたとおりでございますが、消防施設の点検の具体事例の御指摘がございましたけれども、こういうことのないよう、しっかりした体制づくりを4月からの施行に合わせて体制づくりをしてまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 下水道局長。

◎今田幹男 下水道局長 下水道局所管の施設につきましても、適正に管理をしてまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 道路交通局長。

◎米神健 道路交通局長 アストラムラインとの連携と道路の使用の問題でございますが、アストラムラインとシャレオが連携して販売促進、あるいは利用者の拡大を図っていくということにつきましては、かねてから事務的にいろいろ協議をして、できるものについては取り組んできたつもりでございます。これからもそういうふうに努力していきたいというふうに考えております。

それから、道路の関係ですが、これは一つは国道の下がメインの通路であるということで、道路管理者が国であるということが一つあります。市が管理している部分もございます。それから同時に、道路を使っていろんなものを売ったり、あるいは占用物件を出すということにつきましては、道路管理者だけではなくて交通管理者である警察の許可が必要になってまいります。そちらの方との協議もしておりますけれども、やはり地下というものにつきましては、災害時の退出路がほかにないということから、非常に厳しい見解を警察の方は持っておられまして、道路管理者だけでできる問題ではないという制約もござ

いますし、また、道路管理者としてもできる部分とできない部分があるということで、我々としたら、できるものについて順次拡大していこうという考え方で臨んでおります。

○藤田博之 議長 松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 各局長から責任を持って施設の所管をすると、報告もするという事を言われたんですけども、それであれば企画総務局長にお尋ねしますが、指定管理者制度がきちんと運用されさえすれば、それぞれの施設がきちんと保全されて安全であるというのであれば一つ提案するんですけども、本庁舎もこの議会棟も、その建物の管理は指定管理者に任せたらどうですか。速やかに指定管理者に任せるとい指定議案を今議会に提案されることを、あなたに尋ねるんですけども、されるかどうか。あなたの部屋の前で働いている人たちが防火管理者なんですよ。あなたの目の前で働いている人たちが、こういう仕事をしてなかったということについて、企画総務局長は責任があるんじゃないですか。その点について、私は指定管理者が指定を受けて、きちんと防災設備の点検から何から全部、報告から全部きちんとしてくれるんだったら、その方がよっぽど安全ですよ。そういう提案を、ぜひしていただきたい。全会一致で通したいと思いますがいかがでしょうか。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎南部盛一 企画総務局長 御答弁の前に、市有施設の企画総務局で所管しております本庁舎、議会棟等の庁舎でございますけれども、消防設備の点検の結果を受けまして、施設の改修が必要にもかかわらず放置しておったということにつきましては、まことに申しわけないというように思っております。それで指摘がありましてから、直ちに改修に入ってまいりまして、一部部品の調達等の関係がございますけれども、年度内には全部改修を終えるというようにしておりますので、その点については、よろしく願います。

それで、そういったことも受けまして、実は、2月15日にも全庁的に点検結果の報告、あるいは改修等について通知をいたしましたし、この2月20日の幹部会議でもその点を周知徹底を図ったところでございます。

それから、先ほどありました庁舎について、指定管理者制度を導入したらどうかという御提案でございますけれども、指定管理者制度は公の施設の管理ということになっておりまして、こういった庁舎等は公の施設に該当しないということで、制度的に指定管理者制度を導入するということにはならないわけでございます。

それから、先ほどございました公の施設の事業報告等のチェックをきちっとやるということにつきまして、ただいま質問を聞いておりまして、これから企画総務局といたしましても、指定管理者から提出された事業報告等の確認についてもチェックリストのひな形をつくったり、標準的な事務処理手順の案をつくって、この指定管理者については公益法人担当局長会議の方でこれまでもずっと検討しておりますので、そちらに諮って協議検討して決めると。それを所管局長に通知をして全庁的に統一を図っていくとか、それから事業報告が最初に提出された段階で、これ初めての取り組みでございますので、そういった節

目節目で関係局長会議を開いてチェック方法も含め、指定管理者制度全般にわたって協議をしてまいりまして、適正に対処してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 一言申し上げておくんですが、南部局長がおっしゃられた2月15日、市の施設全体に点検の結果がどうなっているのかということを知らせるようにという通達を出されたですね。しかし、戻ってきてませんね。何日たつんですか。私は、そのようにしろというふうに言ったので、あなたがそういうふうにしたんだけど、戻ってきていない。いまだにどの施設のどこが不備なのかというのがわからないわけです。そんなことでいいんですか。言ったらすぐぱっと集まるという体制になぜならんのか不思議でたまりませんが、委員会で引き続き議論をいたしますので、またそのときに誠意ある御答弁をお願いしまして終わります。